

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年 7 月 3 日
【会社名】	シノブフーズ株式会社
【英訳名】	SHINOBU FOODS PRODUCTS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松 本 崇 志
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区竹島 2 丁目 3 番18号
【電話番号】	06(6477)0113(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 清 水 秀 輝
【最寄りの連絡場所】	大阪市西淀川区竹島 2 丁目 3 番18号
【電話番号】	06(6477)0113(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 清 水 秀 輝
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

1【提出理由】

平成24年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金4.5円 総額69,889,284円

ロ 効力発生日

平成24年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会における十分な議論と迅速な意思決定を推し進めるため、定款に定める取締役の員数を10名以内から8名以内へ変更する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、松本崇志、西村寿清、隅田真年、構祐二、清水秀輝の5氏を取締役として選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

第2号議案による取締役員数を10名以内から8名以内へ変更させていただくことを考慮し、取締役の報酬額を年額360,000千円以内から年額280,000千円以内へと改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	8,194	31	0	(注)1	可決 83.9%
第2号議案 定款一部変更の件	8,199	26	0	(注)2	可決 84.0%

第3号議案 取締役5名選任の件					
松本 崇志	8,181	44	0	(注) 3	可決 83.8%
西村 寿清	8,186	39	0		可決 83.9%
隅田 真年	8,190	35	0		可決 83.9%
構 祐二	8,189	36	0		可決 83.9%
清水 秀輝	8,189	36	0		可決 83.9%
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	8,174	51	0	(注) 1	可決 83.7%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。